

雇用クリーンプランナー ミニセミナー

日常職場編シリーズ第⑥回
「マタニティハラスメント①」

マタニティハラスメント①

これってマタハラ？

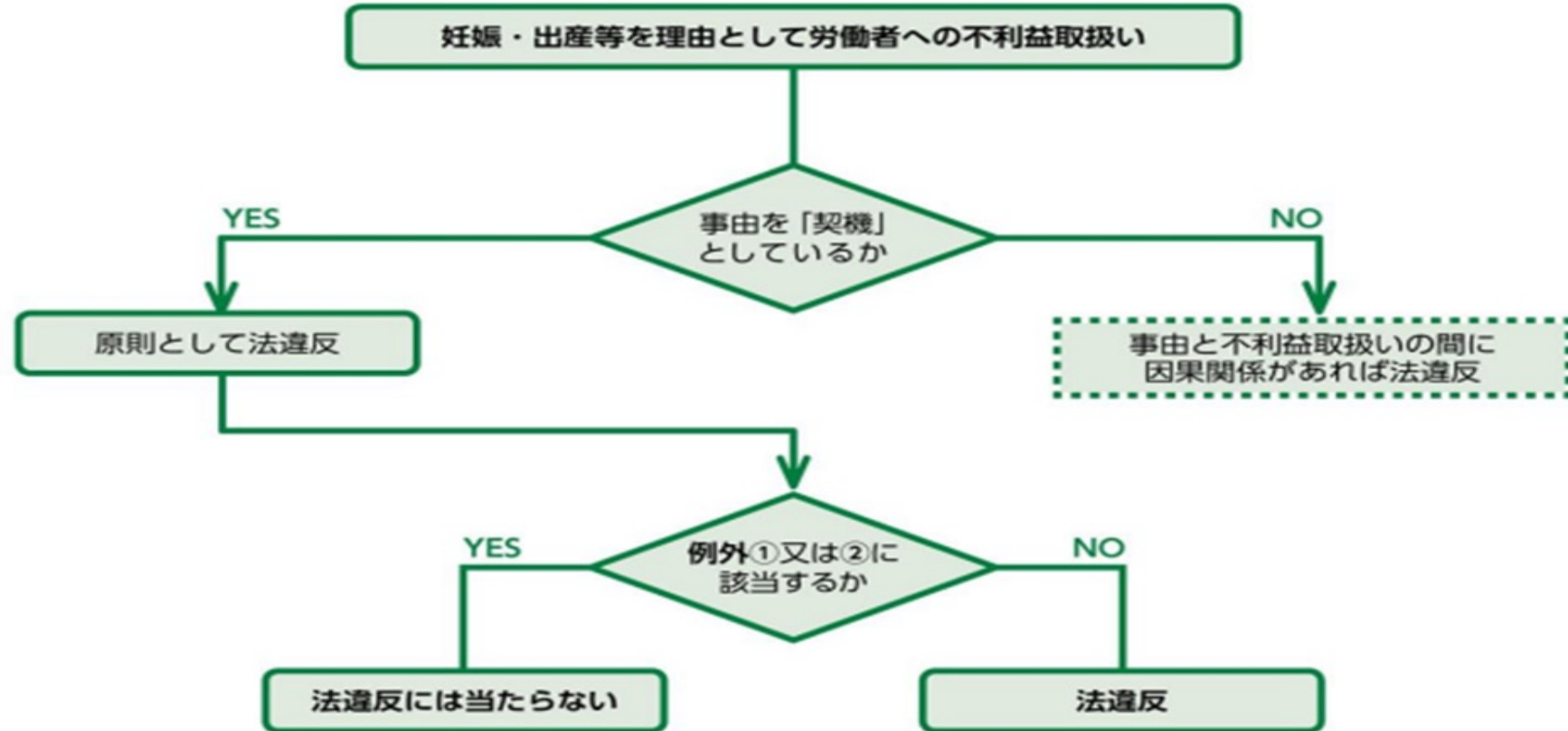
Q 私は男性従業員です。妻が出産したので育児休業の取得を申し出たところ、「うちの会社は男性での育児休業者は今までいなかったんだよね。どうしてもというならとってでもいいけど、これまでのプロジェクトリーダーの職は外れることになるよ。仕事より家庭を優先するという事だから休業明けも変わらない」と上司から言われてしまいました。これってハラスメント？どうすれば？

A 育児休業や介護休業の取得を妨害したり、解雇その他不利益な取扱いを示唆するものはマタニティハラスメントに該当します。

不利益取扱い判断フロー

妊娠・出産・育児休業等を理由として不利益取扱いを行うとは

妊娠・出産・育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、例外に該当する場合を除き、原則として法違反となります。



ハラスメント編～マタニティハラスメント